

第4次いわき市障がい者計画事業実施状況

目次	1 啓発・広報	1 ページ
	2 生活支援	5 ページ
	3 保健・医療	13 ページ
	4 生活環境	17 ページ
	5 教育・育成	21 ページ
	6 雇用・就業	24 ページ
	7 新規位置付け 検討中の事業	26 ページ

第4次障がい者計画に係る事業実施状況

【平成30年度実施事業評価】

分 野	事業の数	評価の数				
		A	B	C	D	E
1 啓発・広報	40	18	18	4	0	0
2 生活支援	66	36	17	13	0	0
3 保健・医療	38	24	10	4	0	0
4 生活環境	25	9	14	2	0	0
5 教育・育成	31	17	7	7	0	0
6 雇用・就業	13	11	2	0	0	0
合 計	213	115	68	30	0	0
全体に占める割合(%)	54.0	31.9	14.1	—	—	—

※評価数は再掲含む。

事業の評価(達成度)

- A 障がい者施策の推進のため、事業目的は達成している。
- B 障がい者施策の推進のため、事業目的は概ね達成している。
- C 障がい者施策の推進のため、事業目的は一定程度達成している。
- D 障がい者施策の推進のため、事業目的はあまり達成できていない。
- E 障がい者施策の推進のため、事業目的は達成できていない。

1 啓発・広報

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
1	「共に生きる社会」の理念普及	福祉情報コーナーの設置		総務部 総務課	A	市民ロビーへのパネル等の展示により、市民へのPRを図るとともに、情報誌等を提供する(総務課としては、展示場所の確保を行うもの)。	現状維持
2		障がい者週間記念事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がいのある方が作成した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行う。	現状維持
3		授産製品ガイドの作成	210	保健福祉部 障がい福祉課	A	市内の障がい者施設の授産製品を集めたパンフレットを作成する。	現状維持
4		身体障害者補助犬制度の周知徹底		保健福祉部 障がい福祉課	B	身体障害者補助犬(以下「補助犬」)制度の円滑な運用を図るために、施設等の管理者に対し広報に努めるとともに市民に対する周知・啓発を行う。 (中核市:補助犬に関する苦情・相談窓口) 【補助犬】 盲導犬、介助犬、聴導犬	現状維持
5		障がい者用駐車場の適正利用の促進		保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者用駐車スペースの適正利用に係る市民への意識啓発に努める。また、障がい者用駐車スペースの適正利用のため障がいのある方や高齢者、妊産婦等を対象に利用証を発行する「おもいやり駐車場利用制度」を導入した福島県とも緊密に連携し各地区保健福祉センターで申請の受付を行う。	現状維持
6		つどいの場創出支援事業		保健福祉部 地域包括ケア推進課	B	高齢者をはじめとする地域住民の集まる場が円滑に運営できるよう、つどいの場コーディネーターを各地区に配置し、運営に関わる相談や事務支援などの人的支援を行う。また、要件に該当する団体に対して、運営費等を補助するために補助金を交付する。	現状維持

【参考:平成29年度実施事業評価】

分 野	事業の数	評価の数				
		A	B	C	D	E
1 啓発・広報	40	19	16	5	0	0
2 生活支援	66	37	17	12	0	0
3 保健・医療	38	24	10	4	0	0
4 生活環境	27	13	12	2	0	0
5 教育・育成	30	17	6	7	0	0
6 雇用・就業	13	10	2	1	0	0
合 計	214	120	63	31	0	0
全体に占める割合(%)	56.1	29.4	14.5	—	—	—

※評価数は再掲含む。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
7	「共に生きる社会」の理念普及	いきいきシニアボランティアポイント事業	35 127	保健福祉部 地域包括ケア推進課	C	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元するもの。	拡大
8		多様な働き方推進事業	207	産業振興部 商業労政課	B	障がい者雇用に対する意識の醸成及び雇用促進を図ることを目的に、障がい者を積極的に雇用している事業所を障がい者雇用優良企業として表彰するほか、市民や企業等を対象とした障がい者雇用促進講演会を行う。 また、障がい者法定雇用率未達成企業に対し、障がい者及び雇用制度に係るセミナー や特別支援学校、障がい者を積極的に雇用している事業所への見学会等を実施する。	現状維持
9	障がい特性に配慮した一層の理解促進	障害者差別解消法の普及	40	保健福祉部 障がい福祉課	B	「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されたところであり、共生する社会を実現するため、お互いを尊重し合い、一人ひとりが障がいへの理解を深め、配慮することの大切さについて普及啓発を図る。	現状維持
10		出前講座の実施	197	保健福祉部 障がい福祉課	A	市役所出前講座において、市職員が講師となり、講義、手話講座、障がい者疑似体験キットを利用した体験学習等を実施。	現状維持
11		精神保健福祉相談事業及び訪問指導事業	140	保健福祉部 保健所地域保健課	A	・様々な背景から心の問題に悩みをもつ方や家族に対し、精神科医師・心理士による予約制の定期相談会を市内3か所で開催するほか、随時来所や電話等での相談を実施。 ・家庭への訪問指導を通じ、当事者支援のみならず、家族全員の健康の保持増進を支援する。	現状維持
12		「総合教育センターだより 街路樹」に特別支援教育に関する記事の掲載		教育委員会 総合教育センター	A	平成23年度から「特別支援教育だより『いきいき』」を「総合教育センターだより 街路樹」(年10回発行)に統合した。教育支援室の事業内容の説明や特別支援教育に関する情報、教育相談室からの情報発信など、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応・支援に関する内容を紙面及びHPで発信している。	現状維持
13		市政に関する情報提供の充実		総合政策部 ふるさと発信課	A	「広報いわき」の点字版・音声版を作成し、希望者へ配布する。 また、市ホームページにおいては、音声読み上げソフトを標準採用するとともに、障がい者に配慮したウェブアクセシビリティ(JIS X 8341-3:2010)に準拠したシステムにより市政情報を発信する。	現状維持
14	多様な媒体を活用した啓発・広報の推進	障がい者の防災意識の高揚	157 166	総合政策部 危機管理課	B	○防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。 ○各地域での防災訓練をとおして、障がい者の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	現状維持
15		ユニバーサルデザインひとづくり推進事業		市民協働部 市民生活課	B	①ユニバーサルデザイン「やさしさ」写真コンクールの実施 ②ユニバーサルデザイン推進セミナーの実施 ③ユニバーサルデザインワークショップの実施	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
16	多様な媒体を活用した啓発・広報の推進	「いわき市の保健福祉・子育て支援」の配布		保健福祉部 保健福祉課	B	複雑化する保健・医療・福祉制度について、最新の内容を各分野ごとに体系的かつ分かりやすくまとめたものであり、関係施設に配布することで、障がい者に関する状況や制度について周知・広報する。	現状維持
17		視覚障がい者に対する情報支援		保健福祉部 障がい福祉課	B	点字プリントの設置や音声コードの普及により、点字や音声化による情報の伝達手段を拡大し、視覚障がい者に対する情報支援の充実を図る。	現状維持
18		精神障害者保健福祉関連組織の育成	139	保健福祉部 保健所地域保健課	C	当事者会・家族会・ボランティア等に対し、研修会の開催及び組織運営等に関する側面的支援を行う。	現状維持
19		障がい者雇用の促進	206	産業振興部 商業労政課	B	障害者雇用促進に関するポスターを掲示(9月)するほか、ハローワーク等の関係機関と連携し、市ホームページ等を活用した各種広報啓発活動を実施する。	現状維持
20		河川洪水予想に関するパンフレットの作成配布	158 169	土木部 河川課	B	○河川洪水ハザードマップの作成 河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成するもの。 ○土砂災害警戒区域総括図の更新 土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正するもの。	現状維持
21		市議会の活動状況に関する情報提供の充実		議会事務局 総務議事課	A	いわき市議会だより「ほうれんそう」の点字版・音声版を作成し、市議会活動状況を理解してもらうとともに、視覚障がい者の社会参加と日常生活の促進を図る。	現状維持
22		図書館サービスの充実	69 200	教育委員会 いわき総合図書館	C	FMIいわきの番組内で、新たに製作した録音図書などの定期的な案内を行っている。	現状維持
23	障がいを理解するための福祉教育の推進	「いわき・ふれあい・ふくし塾」の開催		保健福祉部 保健福祉課	B	福祉に関する様々な分野の講義を6回開催するほか、市内の福祉施設やイベント等でのボランティア体験(任意の課外活動として実施)、参加者交流会を1回開催し、福祉のまちづくりのために様々な角度から福祉について理解を深め、地域福祉を担う人材の発掘と育成を図る。	現状維持
24		学習資料「みんなで考え方障がい者の福祉」の配布		保健福祉部 障がい福祉課	A	小学校4年生を対象とした障がい者福祉に関する学習資料の作成及び配布を行う。	現状維持
25		奉仕員養成講習会の開催	34 94	保健福祉部 障がい福祉課	A	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会 (平成30年度に講師を養成し、令和元年度から実施予定)	拡大

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
26	障がいを理解するための福祉教育の推進	精神保健福祉思想の普及啓発事業		保健福祉部 保健所地域保健課	A	講座等の開催や健康教育、広報資料の活用を通じ精神保健福祉思想の普及啓発を図る。	現状維持
27		福祉教育の推進	185	教育委員会 総合教育センター	A	市内小中学校において、総合的な学習の時間等に福祉に関する学習内容を取り上げる。また、地域との連携を図り、特別支援学校、介護施設、地域の高齢者との交流などを年間の指導計画に位置づけ、計画的に実施する。	現状維持
28		障がい児が製作した作品展のPR		教育委員会 総合教育センター	A	市内の展示施設において、障がい児が制作した絵画や造形物の作品展を開催し、障がい児に対する市民の理解を促進する。	現状維持
29	障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実	障害福祉制度情報冊子「くらしのおてつだい」の発行		保健福祉部 障がい福祉課	B	障がい者に関する各種制度、相談事業及び施設等の概要を記載した「くらしのおてつだい」を作成し、身体障害者手帳交付時に配布するほか、地区保健福祉センターや支所等、市民が多く利用する窓口にて配布する。	現状維持
30		市公式ホームページによる情報発信		保健福祉部 障がい福祉課	B	市公式ホームページにおいて、各種制度や障害福祉サービス提供事業者、イベントや注意喚起に関するお知らせなど、障がいのある方に役立つ情報の充実を図る。	現状維持
31	ボランティア活動の推進	ボランティア保険制度等の補償制度のPR		市民協働部 地域振興課	A	市が掛け金を負担し、ボランティア活動中の事故等に対して補償する保険に加入することで、市民によるボランティア活動を側面から支援する。	現状維持
32		わいわい塾の開催	92 198	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がい者が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がい者とボランティアの相互理解を深める。 【具体的な事業内容】 毎年7～翌年3月まで月1回開催 障がい者・ボランティアにより構成された班編成でクラフト・音楽会・野外散策等を行う。	現状維持
33		障がい者スポーツの推進	91	保健福祉部 障がい福祉課	A	スポーツに関心のある障がい者が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける。 【具体的な事業内容】 ◇年間を通して毎週1回開催 ◇障がい者スポーツ指導員の助言のもと障がい者とボランティアで各種スポーツを実施	現状維持
34		奉仕員養成講習会の開催	25 94	保健福祉部 障がい福祉課	A	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会 (平成30年度に講師を養成し、令和元年度から実施予定)	拡大
35		いきいきシニアボランティアポイント事業	7 127	保健福祉部 地域包括ケア推進課	C	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元するもの。	拡大

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
36	権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進	権利擁護講演会		保健福祉部 保健福祉課	B	市民等を対象とした講演会を実施し、成年後見制度の普及・啓発を図る。 ※特に、障がいの分野であれば、障がいを有する子を持つ親を対象とし、親亡き後に備えるもの。	現状維持
37		当事者スキルアップセミナー		保健福祉部 保健福祉課	B	障がい者本人を対象としたセミナーを実施し、下記の講義等を行うことで当事者のスキルアップを図る。 ・障がい者虐待の理解、権利侵害にあった場合の対応方法 ・障がい者の権利の理解、適切な権利行使(金銭管理の方法含む) また、支援者に対しても参加を促し、支援者の理解の促進を図る。	現状維持
38		いわき市地域自立支援協議会		保健福祉部 障がい福祉課	B	いわき市地域自立支援協議会を障がい者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会に位置づけ、障がい者差別の解消を効果的に推進するため、地域における様々な関係機関と連携し地域の実情に応じた差別解消のための取組みを行う。	現状維持
39		権利擁護支援活動に係る機能強化事業		保健福祉部 障がい福祉課	B	福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度の法人後見受託など、権利擁護支援に関する活動を行う民間団体の機能を強化し、財産の管理又は日常生活等に支障がある障がいのある方等の権利擁護支援体制の強化を図る。	現状維持
40		障害者差別解消法の普及	9	保健福祉部 障がい福祉課	B	「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されたところであり、共生する社会を実現するため、お互いを尊重し合い、一人ひとりが障がいへの理解を深め、配慮することの大切さについて普及啓発を図る。	現状維持

2 生活支援

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施状況及び今後の予定	今後
41	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	自立相談支援事業		保健福祉部 保健福祉課	B	本事業は、生活困窮者からの相談を受け、 ①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握、 ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定、 ③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整実施等の業務を行うもの。 平成27年4月1日より全ての福祉事務所設置自治体での事業実施が義務付けられ、本市では平成27年度より、「生活・就労支援センター」を設置し、専任職員を配置し事業を実施している。	その他
42		権利擁護支援事業 (権利擁護・成年後見センター)		保健福祉部 保健福祉課	B	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下した方や、虐待等権利侵害を受けた方への権利擁護を推進するため、市権利擁護・成年後見センターが専門的な支援を行うと共に、関係機関等による支援体制の構築を図るもの。 ※センター設置に伴い、権利擁護に関する附属機関(障がい者虐待防止ネットワーク協議会含む)を統合、権利擁護支援に関する附属機関を設置している。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
43	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	重度心身障害者医療費給付事業	129	保健福祉部 保健福祉課	B	<p>重度心身障害者を対象として健康保険法等に定める一部負担金(保険診療分の入院費・外来費)を給付する。</p> <p>※給付対象となる障がいの区分</p> <p>ア 身体障害者手帳1・2級、又は内部障がいによる身体障害者手帳3級所持者。</p> <p>イ 療育手帳A所持者。</p> <p>ウ 療育手帳Bと身体障害者手帳の両方の所持者。</p> <p>エ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者。</p> <p>オ 精神障害者保健福祉手帳2級、3級所持者で、併せて身体障害者手帳又は療育手帳所持者。</p>	現状維持
44		相談支援体制の充実・強化	70 101	保健福祉部 障がい福祉課	A	<p>いわき市地域自立支援協議会を活用したライフステージ別の相談支援体制の充実と保健、福祉、教育労働などの関係機関との連携強化の下、利用者本位の生活支援を図る。</p> <p>【障害者相談支援事業】福祉サービス利用援助、社会支援活用の支援、社会生活の質向上支援、権利擁護に必要な援助、専門機関との連携、相談支援体制の強化等。</p> <p>【基幹相談支援センター】困難ケース等への対応、相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等。</p> <p>【地域自立支援協議会】相談支援事業の適切な運営</p>	拡大
45		小規模作業所の運営費補助		保健福祉部 障がい福祉課	C	<p>就労困難な在宅心身障がい者等に対し、社会的自立を促すための授産活動や集団生活への適応力の向上を図るために生活訓練を行っている小規模作業所を運営する団体等への運営費を補助する。</p> <p>【補助内容】 1日あたりの利用人員の区分に応じた基本額+各区分に設定された加算額</p>	その他
46		障がい者虐待防止センター機能の強化		保健福祉部 障がい福祉課	C	障がい者虐待に関する相談窓口及び虐待に対する援助を行う「市障がい者虐待防止センター」機能の強化と関係機関との連携体制の整備を図ることにより、障がい者の権利利益の擁護に資する。	現状維持
47		障がい児(者)地域療育等支援事業	107 170	保健福祉部 障がい福祉課	B	<p>障がい児施設を有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。</p> <p>①訪問療育等指導事業…家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導</p> <p>②外来療育等指導事業…施設来所者からの相談及び指導</p> <p>③施設等指導事業…養護学校や保育所等の職員に対しての技術指導 (障がい児(者)の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施)</p>	現状維持
48		児童発達支援センターの整備		保健福祉部 障がい福祉課	A	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、他の障害児通所支援事業所への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援施設の整備を図る。 児童発達支援センター…児童福祉法に規定する障害児通所支援(法定給付事業)	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
49	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	相談支援の充実(計画相談支援、障害児相談支援)	71	保健福祉部 障がい福祉課	A	障害福祉サービス等の利用を希望する場合、障がい者や障がい児の保護者に対し総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、サービス等利用計画の作成が必要となるが、その相談支援の充実を図るため指定特定相談支援事業所の設置や相談支援専門員の育成等の働きかけを行う。	現状維持
50		発達障がい者支援事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	◇保健・福祉・教育など関係機関等の連携による支援体制の構築を図るとともに、効果的な支援を可能とする組織体制を整備する。 ◇福島県発達障がい者支援センターをはじめ各関係機関がそれぞれの役割を明確にし、早期発見、早期支援、療育、教育、就業支援などの各施策を推進する。	現状維持
51		特別障害者手当等の支給		保健福祉部 障がい福祉課	A	日常において特別の介護を必要とする状態にある最重度の障がい者(児)に対し、経済的負担を軽減するため手当を支給する。 【支給内容(平成30年4月分からの手当月額)】 特別障害者手当:26,830円 障害児福祉手当:14,650円 経過的福祉手当:14,650円。	現状維持
52		人工透析患者通院交通費助成事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	腎臓機能に障がいのある方が、人工透析のための通院に要する交通費に対し、1ヶ月の通院交通費の総額から4,000円を差し引いた額について、月25,000円を限度の助成する。	現状維持
53		心身障害者扶養共済制度掛金助成事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	福島県心身障害者扶養共済制度加入者のうち、低所得世帯に属する者に対し、掛金相当額を助成する。 【掛金助成割合】 市民税非課税世帯に属する者 :一口目100%助成 二口目50%助成 市民税所得割非課税世帯に属する者 :一口目 50%助成 二口目助成なし	現状維持
54		重度心身障害者福祉金、重度心身障害児福祉金		保健福祉部 障がい福祉課	A	①重度心身障害者福祉金 在宅の20歳以上の者で、身体障害者手帳1級を所持し日常生活に介護を要する者、または療育手帳Aを所持している者に対し、年額48,000円を支給。 ②重度心身障害児童福祉金 在宅の3歳以上20歳未満で、心身の障がいのために常に介護を必要とする児童、または身体障害者手帳2級以上か療育手帳Aを所持している児童を養育している者に対し年額48,000円を支給。	現状維持
55		在宅重度障害者医療器材等給付事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	在宅の重度身体障がい者に対して治療・予防のため日常生活に必要な医療器材等を給付する。 ・治療材料:消毒液、脱脂綿等(月額3,000円まで) ・衛生器材:ストマ用装具等 (月額4,000円まで)	現状維持
56		福祉機器の展示		保健福祉部 障がい福祉課	A	総合保健福祉センター、いわきサン・アビリティーズ等において福祉用具の展示を行う。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
57	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	重度身体障害者福祉電話料の助成		保健福祉部 障がい福祉課	B	電話を保有しない低所得世帯に属する重度身体障がい者に対し電話等を貸与し、基本料金及び通話料の一部を助成する。	現状維持
58		自動車改造・操作訓練費補助		保健福祉部 障がい福祉課	A	◇(改造)重度の身体障がい者のうち、上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある方が、仕事などのために自動車を取得し、その自動車を改造した場合、下位増に要した経費の一部について100,000円を上限として補助する。 ◇(操作訓練)身体障がい者のうち下肢機能、体幹機能又は聴覚機能に障がいのある方が自動車運転免許を取得した場合、その取得のために要した経費の一部について100,000円を上限に補助する。	現状維持
59		重度心身障害者交通費助成事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	在宅の低所得者の重度障がい者が外出する際の交通費として年額12,000円の交通費を支給する。	現状維持
60		身体障害者奨学資金給付事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	身体障害者に対し奨学資金を支給することにより、その修学を助成し、自立更生の助長を図る。 ○対象者:身体障害者手帳を所持し、高等学校に在学する者で、かつ、保護者が市内に住所を有する者 ○支給額:月額8,700円(年度の途中で要件に該当した場合は月割) ○所得制限:本人及び配偶者、扶養義務者の所得について制限を設けている。 ○特定財源:大谷身体障害者奨学資金基金利子(元本3,000千円の運用益)	現状維持
61		認知症初期集中支援チーム	128 137	保健福祉部 地域包括ケア推進課	B	40歳以上の在宅かつ認知症が疑われる方で、 ①医療・介護サービスを受けていない又は中断している方、 ②医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状により対応に苦慮している ケースが対象。専門職が訪問・観察・評価し、概ね6ヶ月間の包括的・集中的な支援を行い、医療・介護サービス等のケアの流れに乗せて自立生活のサポートをしていくもの。	拡大
62		オレンジカフェ以和貴	104	保健福祉部 地域包括ケア推進課	B	認知症の方とその家族、地域の方が気軽に立ち寄れるカフェスタイルの交流の場を創出し、家族介護者同士のピアサポートや、専門職による相談、地域の方へ認知症の正しい知識の普及啓発を行う。 【実施場所(令和元年8月時点 9か所)】 ・イトヨーカドー(平)・丸ほん(鹿島)・サニーポート小名浜(小名浜) ・わいの家(植田)・いきがい村(小浜)・ラウンジミュウ(内郷) ・サンライフゆもと(常磐)・喫茶レオ(四倉)・サンシャインよしま(好間)	拡大
63		いわき市住民支え合い活動づくり事業	103	保健福祉部 地域包括ケア推進課	C	住民支え合い活動を支援する生活支援コーディネーターを配置し、地域における現状と課題を共有する場である協議体を設置することで、多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発などの地域づくりを進める。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
64	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	緊急通報システムの導入促進	164	保健福祉部 介護保険課	B	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急時に連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図る。 また、平成26年度より老人福祉電話貸与事業を本事業に統合し、電話加入権を保有しない一人暮らし高齢者等で緊急通報システム事業の利用を希望する者に対し、電話加入権の貸与を行っている。	現状維持
65		寝具乾燥消毒サービス事業		保健福祉部 介護保険課	B	在宅の高齢者及び身体障がい者などで寝具類の衛生管理が困難な方に対し、寝具類の丸洗い乾燥消毒を実施する。	現状維持
66		福島県特定医療費支給認定事業	132	保健福祉部 保健所地域保健課	A	難病法で定める331の指定難病については、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行なうとともに、医療費の自己負担分(保険診療分)の一部を助成することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。	現状維持
67		特定疾患患者支援	133	保健福祉部 保健所地域保健課	A	地域の医療機関・福祉関係機関等の連携の下に、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催・保健師等による家庭訪問などの療養支援体制の整備を図ることで、難病患者等の不安の軽減を図る。	現状維持
68		小児慢性特定疾病医療費事業	135	こどもみらい部 こども家庭課	B	小児慢性特定疾病児童等について、その医療費の一部を公費負担し、小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図る。	現状維持
69		図書館サービスの充実	22 200	教育委員会 いわき総合図書館	C	障がい者のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読などを実施する。	現状維持
70	障がい者マネジメント体制の確立	相談支援体制の充実・強化	44 101	保健福祉部 障がい福祉課	A	いわき市地域自立支援協議会を活用したライフステージ別の相談支援体制の充実と保健、福祉、教育労働などの関係機関との連携強化の下、利用者本位の生活支援を図る。 【障害者相談支援事業】福祉サービス利用援助、社会支援活用の支援、社会生活の質向上支援、権利擁護に必要な援助、専門機関との連携、相談支援体制の強化等。 【基幹相談支援センター】困難ケース等への対応、相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等。 【地域自立支援協議会】相談支援事業の適切な運営	拡大
71		相談支援の充実(計画相談支援、障害児相談支援)	49	保健福祉部 障がい福祉課	A	障害福祉サービス等の利用を希望する場合、障がい者や障がい児の保護者に対し総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、サービス等利用計画の作成が必要となるが、その相談支援の充実を図るため指定特定相談支援事業所の設置や相談支援専門員の育成等の働きかけを行う。	現状維持
72	障がい福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等の整備促進	86 105 211	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
73	障がい福祉サービス等の充実	補装具給付事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	身体障がい者(児)の身体機能を補完又は代替する補装具の購入及び修理に要した費用の額(基準額)から利用者負担額(原則1割)を控除した額を支給する。	現状維持
74		日常生活用具給付事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	在宅の障がい者(児)の日常生活を容易にするため、特殊寝台、便器等の日常生活用具を給付するもの。	現状維持
75		軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	身体障害者福祉法に基づく聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を負担する。 【助成額】 購入費の3分の2(県1/3・市1/3・自己負担1/3) 修理費の2分の1(市1/2・自己負担1/2)	現状維持
76		訪問入浴サービス事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	重度の身体障がい者等の在宅生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。	現状維持
77		日中一時支援事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者(児)の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行う。	現状維持
78		移動支援事業の充実		保健福祉部 障がい福祉課	A	屋外での移動が困難な障がい者に対し外出のための支援を行う。	現状維持
79		地域活動支援センター事業の実施		保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図る。	現状維持
80		配食サービス事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	重度の身体障がいにより食事の調理が困難な方に対し、栄養のバランスに考慮した食事を訪問により提供する。	拡大
81		介護保険サービスの充実	106	保健福祉部 介護保険課	B	介護保険対象となる高齢の障がい者に対し、十分な福祉サービスが提供されるよう情報提供体制等の整備を図る。	現状維持
82		小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業		こどもみらい部 こども家庭課	B	他の施策の対象とならない小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付する。	現状維持
83	地域移行及び自立生活への支援の推進	グループホーム家賃補助事業		保健福祉部 障がい福祉課	B	グループホーム入居者の経済的負担を軽減し、地域移行を推進するため、家賃の一部を助成する。 【補助内容】 1ヶ月分の家賃額／月(ただし、家賃が1万円／月を超える場合は1万円)	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
84	地域移行及び自立生活への支援の推進	地域自立支援協議会「地域移行支援部会」の充実		保健福祉部 障がい福祉課	C	◇地域移行に向けた検討 ◇保証人制度の検討 ◇その他、障がい者の地域移行に関する検討 【構成メンバー】 ①市基幹相談支援センター ②市障がい者相談支援センター ③市障がい福祉課 ④県相談支援アドバイザー ⑤市保健所地域保健課 ほか	現状維持
85		地域自立支援協議会「地域生活支援部会」の充実	100	保健福祉部 障がい福祉課	C	◇障がい者の地域生活に係る現状や課題の把握及び整理 ◇障がい者の地域生活に係る課題解決に向けてのきめ細やかな検討 ◇その他、障がい者の地域生活に関する検討 【構成メンバー】 ①市基幹相談支援センター ②市障がい者相談支援センター ③市障がい福祉課 ④県相談支援アドバイザー	現状維持
86		障害福祉サービス等の整備促進	72 105 211	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	現状維持
87		精神障がい者の地域移行・地域定着支援事業		保健福祉部 保健所地域保健課	C	精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることが出来るよう、関係機関の連携の下で医療・福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症をはじめとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援、並びに地域生活を継続するための支援を促進する。	現状維持
88		口腔・栄養ケア推進事業		保健福祉部 保健所地域保健課	B	・歯科衛生士や栄養士が、障がい者や難病患者等を対象に訪問を行い、口腔内・栄養状態を調査し、本人及びその家族等へ適切な指導・助言を行うことで、咀嚼機能の維持向上及び栄養改善を図る。 ・市民を対象として、生活習慣病を予防し健康寿命を延伸するため、口腔機能及び栄養状態の維持向上を図ることを目的に、健康教育等による普及啓発を行う。	現状維持
89		放課後児童クラブの充実		こどもみらい部 こども支援課	A	放課後、特別支援学級から帰宅する児童・生徒を保育する。	現状維持
90	障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	スポーツ推進委員の活用促進	196	文化スポーツ室 スポーツ振興課	C	スポーツに対する市民の理解を高めるとともに、スポーツに係るボランティアの養成などに取り組む。	拡大
91		障がい者スポーツの推進	33	保健福祉部 障がい福祉課	A	スポーツに関心のある障がい者が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける。 【具体的な事業内容】 ◇年間を通して毎週1回開催 ◇障がい者スポーツ指導員の助言のもと障がい者とボランティアで各種スポーツを実施	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
92	障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	わいわい塾の開催	32 198	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がい者が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がい者とボランティアの相互理解を深める。 【具体的な事業内容】 毎年7～翌年3月まで月1回開催 障がい者・ボランティアにより構成された班編成でクラフト・音楽会・野外散策等を行う。	現状維持
93		障がい者サークル活動の育成	199	教育委員会 生涯学習課	C	障がい者の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を図る。	現状維持
94	コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実	奉仕員養成講習会の開催	25 34	保健福祉部 障がい福祉課	A	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会 (平成30年度に講師を養成し、令和元年度から実施予定)	拡大
95		手話通訳者等の派遣の促進		保健福祉部 障がい福祉課	A	地域における聴覚障がい者のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う意思疎通支援事業の適正な運用を促進する。	拡大
96		点字指導員の派遣事業		保健福祉部 障がい福祉課	A	点字学習を希望する中途失明者に対して点字指導員を派遣する。	現状維持
97		重度障がい者等の入院時におけるコミュニケーション支援		保健福祉部 障がい福祉課	C	日頃から本人を介護し、本人の意思を病院スタッフに伝えることができる居宅介護、重度訪問介護従事職員(ヘルパー)をコミュニケーション支援員として病院に派遣し、病室等で医師や看護師等の医療従事者との意思疎通が図れるようにすることで、円滑な医療行為が可能となるよう支援する。	現状維持
98		聴覚障害者緊急連絡事業	147 163	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のFAXを設置する。 ※平成24年度まで当課が消防本部に設置していたFAXについては、消防本部に設置する「ファックス119番」に緊急時の連絡が寄せられており、連絡先の確保が十分に担保されていることから撤去に至っている。	現状維持
99	地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備	いわき見守りあんしんネット	168	保健福祉部 保健福祉課	B	市内の事業者等に「いわき見守りあんしんネット連絡会」に参加してもらい、加盟する事業者等の日常業務を通じての見守り・声かけ活動と高齢者等の異変を発見した場合には、地区保健福祉センターまたは地域包括支援センターへ連絡してもらい、速やかな情報共有を図る。	拡大
100		地域自立支援協議会「地域生活支援部会」の充実	85	保健福祉部 障がい福祉課	C	◇障がい者の地域生活に係る現状や課題の把握及び整理 ◇障がい者の地域生活に係る課題解決に向けてのきめ細やかな検討 ◇その他、障がい者の地域生活に関する検討 【構成メンバー】 ①市基幹相談支援センター ②市障がい者相談支援センター ③市障がい福祉課 ④県相談支援アドバイザー	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
101	地域包括ケアシステムによる地域生活支援体制の整備	相談支援体制の充実・強化	44 70	保健福祉部 障がい福祉課	A	いわき市地域自立支援協議会を活用したライフステージ別の相談支援体制の充実と保健、福祉、教育労働などの関係機関との連携強化の下、利用者本位の生活支援を図る。 【障害者相談支援事業】福祉サービス利用援助、社会支援活用の支援、社会生活の質向上支援、権利擁護に必要な援助、専門機関との連携、相談支援体制の強化等。 【基幹相談支援センター】困難ケース等への対応、相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等。 【地域自立支援協議会】相談支援事業の適切な運営	拡大
102		地域生活支援拠点等の整備		保健福祉部 障がい福祉課	C	①緊急時の受け入れ・対応、②体験の機会・場、③相談、④専門的人材の確保・養成、 ⑤地域の体制づくりの5つの機能について検討し、サービス提供体制を構築する。	拡大
103		いわき市住民支え合い活動づくり事業	63	保健福祉部 地域包括ケア推進課	C	住民支え合い活動を支援する生活支援コーディネーターを配置し、地域における現状と課題を共有する場である協議体を設置することで、多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発などの地域づくりを進める。	現状維持
104		オレンジカフェ以和貴	62	保健福祉部 地域包括ケア推進課	B	認知症の方とその家族、地域の方が気軽に立ち寄れるカフェスタイルの交流の場を創出し、家族介護者同士のピアサポートや、専門職による相談、地域の方へ認知症の正しい知識の普及啓発を行う。 【実施場所】(令和元年8月時点 9か所) ・イトーヨーカドー(平)・丸ほん(鹿島)・サニーポート小名浜(小名浜) ・わいの家(植田)・いきがい村(小浜)・ラウンジミュウ(内郷) ・サンライフゆもと(常磐)・喫茶レオ(四倉)・サンシャインよしま(好間)	拡大
105	共生型サービス提供体制の整備	障害福祉サービス等の整備促進	72 86 211	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	現状維持
106		介護保険サービスの充実	81	保健福祉部 長寿介護課	B	介護保険対象となる高齢の障がい者に対し、十分な福祉サービスが提供されるよう情報提供体制等の整備を図る。	現状維持

3 保健・医療

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施状況及び今後の予定	今後
107	障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実	障がい児(者)地域療育等支援事業	47 170	保健福祉部 障がい福祉課	B	障がい児施設を有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業…家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業…施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業…養護学校や保育所等の職員に対しての技術指導 (障がい児(者)の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施)	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
108	障がいの早期発見・ 早期療育体制の一層 の充実	地域自立支援協議会 「児童・療育支援部 会」の充実	171	保健福祉部 障がい福祉課	A	◇保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、障がい者やその家族に適切な情報と専門機関の紹介を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の充実を図る。 ◇関係機関等の緊密な連携に基づく特別支援教育の推進を図るために、地域自立支援協議会「児童・療育支援部会」の充実を図る。	現状 維持
109		サポートブック促進事 業	172 182	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい児と家族に対し、保健、福祉、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、各ライフステージを通じ支援のつながり、一貫性、継続性の構築を図るために、そのツールとして「サポートブック」の充実を図る。	現状 維持
110		高齢者等に対する介 護予防事業	126	保健福祉部 地域包括ケア推進課	B	①いわき市シルバーリハビリ体操指導士の養成及び実践団体等への指導士派遣 ②介護予防(運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上・認知症・権利擁護等)に関する各種講演会の開催やパンフレット等の配布	現状 維持
111		健康増進法に基づく 保健事業		保健福祉部 健康づくり推進課	C	ア 健康診査や医療の記録のために健康手帳を交付する イ 健康に関する知識の普及のために健康教育を実施する ウ 心身の健康に関する健康相談を実施する エ 生活習慣病予防のための健康診査及び各種がん検診等を実施する オ 訪問指導事業を実施する	現状 維持
112		乳幼児訪問指導事業		こどもみらい部 こども家庭課	A	①いわきっ子健やか訪問事業：保健師・助産師が家庭訪問を行い、妊娠・産後の経過に応じた保健指導を実施するとともに、育児が円滑に行えるよう、産後うつや子どもの虐待予防も視野にいれた保健指導を実施する。 ②未熟児訪問指導：医療機関との連携を図りながら、家庭訪問により、未熟児等の養育上の相談や援助により育児不安の軽減を図る。 ③乳幼児健診の結果、訪問による支援が必要となった者を対象に、家庭訪問により育児支援を行う。	現状 維持
113		乳幼児健康診査事業		こどもみらい部 こども家庭課	A	市内3会場にて、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施する。	現状 維持
114		先天性代謝異常等検 査事業		こどもみらい部 こども家庭課	A	新生児に対し、先天性代謝異常及び内分泌疾患の早期発見のために採血を行い、その結果陽性者等が出た場合、精密検査の勧奨及び保健指導を行う。	現状 維持
115		妊産婦家庭訪問事業		こどもみらい部 こども家庭課	A	①医療機関からの連絡、親子健康手帳交付や保健事業等で把握したハイリスク妊産婦に対し、家庭訪問により支援する。 ②いわきっ子健やか訪問事業等を通して、安心して子育てができるよう支援する。訪問時に産後うつ病等のスクリーニングを実施し、支援が必要な場合は適切なサービス提供へつなぐ。	現状 維持
116		母子健康相談事業		こどもみらい部 こども家庭課	A	総合保健福祉センター・市民会館・公民館等を会場に、個々の乳幼児の状況に応じ、発育発達を確認するとともに、育児に関する個別相談(保健師、歯科衛生士、心理士)に応じる。また、健診の事後フォローの必要な児に対する経過観察の場として、ケースに応じた相談や育児指導を行う。	現状 維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
117	障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実	未熟児養育医療給付事業		こどもみらい部 こども家庭課	B	給付を受けることで、指定医療機関において、入院養育に係る医療費が公費負担される。	現状維持
118		新生児聴覚検査支援事業		こどもみらい部 こども家庭課	A	新生児聴覚検査費用の一部助成により、経済的負担の軽減を図るとともに、新生児聴覚検査の受診勧奨、結果確認、要支援児の支援を行う。	現状維持
119		発達障がい児等ペアレントトレーニング事業		こどもみらい部 子育てサポートセンター	A	行動療法の考え方に基づき、保護者が子どもへの対応技術を学ぶ。1グループ5~8人、全10回+フォローアップセッション2回+次年度同窓会1回 ① 講義(子どもの特性と対応方法についての具体的な助言) ② ワーク(ロールプレイ等) ③ 保護者間での意見交換	現状維持
120		発音ことばの相談会		こどもみらい部 子育てサポートセンター	A	構音検査・発達検査を実施し、発達の確認と今後の関わりについて助言 必要な児については、医療・訓練・療育・教育等の専門機関との連携	現状維持
121		発達支援おやこ教室		こどもみらい部 子育てサポートセンター	A	・児の発達を促すため、小集団での遊びや活動を行う。 ・保護者に対し、児の発達の理解や関わり方の助言を行う。 ・保護者同士の交流を図る。 ・関係機関と連携を図り、児の適切な処遇を検討する。	現状維持
122		園児のためのこども療育相談会		こどもみらい部 子育てサポートセンター	A	・児の発育・発達に関する評価 ・児の就学等に関する相談 ・児への適切な支援方法についての検討、助言	現状維持
123		発達支援あそびの広場		こどもみらい部 子育てサポートセンター	A	交流スペースの開放により、保護者同士が交流し、情報交換や日頃の不安等を話し合う場の提供、及び育児相談を行う。	現状維持
124		乳幼児発達医療相談会		こどもみらい部 子育てサポートセンター	A	心身の発育・発達に問題があり、将来、運動・精神発達面等において、障がいを来す恐れのある児を対象に、児童精神科医・小児科医・理学療法士・心理判定員等による専門相談を行い、発達の確認や今後の関わり方について支援し、健全な発達を促す。必要なケースについては、医療・訓練・療育等との連携を図る。	現状維持
125		ピアベビークラス		こどもみらい部 子育てサポートセンター	A	・保護者同士の情報交換 ・身体計測、保健師による育児講話、栄養士・歯科衛生士の個別相談(偶数月) ・音楽を使ったおやこ遊び(偶数月 専門講師) ・ベビーマッサージ(奇数月 専門講師)	現状維持
126	障がいの原因となる疾病等の予防	高齢者等に対する介護予防事業	110	保健福祉部 地域包括ケア推進課	B	①いわき市シルバーリハビリ体操指導士の養成及び実践団体等への指導士派遣 ②介護予防(運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上・認知症・権利擁護等)に関する各種講演会の開催やパンフレット等の配布	現状維持
127		いきいきシニアボランティアポイント事業	7 35	保健福祉部 地域包括ケア推進課	C	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元するもの。	拡大

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
128	障がいの原因となる疾病等の予防	認知症初期集中支援チーム	61 137	保健福祉部 地域包括ケア推進課	B	40歳以上の在宅かつ認知症が疑われる方で、 ①医療・介護サービスを受けていない又は中断している方、 ②医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状により対応に苦慮している ケースが対象。専門職が訪問・観察・評価し、概ね6ヶ月間の包括的・集中的な支援を行い、医療・介護サービス等のケアの流れに乗せて自立生活のサポートをしていくもの。	拡大
129	リハビリテーションと医療の充実	重度心身障害者医療費給付事業	43	保健福祉部 保健福祉課	B	重度心身障害者を対象として健康保険法等に定める一部負担金(保険診療分の入院費・外来費)を給付する。 ※給付対象となる障がいの区分 ア 身体障害者手帳1・2級、又は内部障がいによる身体障害者手帳3級所持者。 イ 療育手帳A所持者。 ウ 療育手帳Bと身体障害者手帳の両方の所持者。 エ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者。 オ 精神障害者保健福祉手帳2級、3級所持者で、併せて身体障害者手帳又は療育手帳所持者。	現状維持
130		自立支援医療給付事業(更生医療)		保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者に対し、更生医療を給付する。 【給付内容】 指定医療機関において原則1割の自己負担で医療の提供を受けることができる。	現状維持
131		障がい者歯科診療事業		保健福祉部 保健所総務課	A	市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において毎月第1・第3水曜日及び毎週木曜日に一般の歯科診療所では通院治療が困難な障がい者を対象に歯科診療を行う。 事業実施主体:いわき市歯科医師会	現状維持
132		福島県特定医療費支給認定事業	66	保健福祉部 保健所地域保健課	A	難病法で定める331の指定難病については、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行なうとともに、医療費の自己負担分(保険診療分)の一部を助成することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。	現状維持
133		特定疾患患者支援	67	保健福祉部 保健所地域保健課	A	地域の医療機関・福祉関係機関等の連携の下に、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催・保健師等による家庭訪問などの療養支援体制の整備を図ることで、難病患者等の不安の軽減を図る。	現状維持
134		自立支援医療給付事業(育成医療)		こどもみらい部 こども家庭課	A	身体に障がいがある児童に対し、現在の状態をそのままにすると身体に障がいを残すと認められる場合に、当該障がいを除去又は機能改善するために必要な医療費の一部を公費負担し、医療費の負担軽減を図る。 給付を受けることで、指定医療機関において、原則1割の自己負担で治療等を受けることができる。また、世帯の所得に応じて負担上限月額が設けられており、上限額を超えた場合の支払は求められない。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
135	リハビリテーションと医療の充実	小児慢性特定疾病医療費事業	68	こどもみらい部 こども家庭課	B	小児慢性特定疾病児童等について、その医療費の一部を公費負担し、小児慢性特定疾患児童等の家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図る。	現状維持
136		若年性認知症の啓発		保健福祉部 障がい福祉課	C	65歳未満で発症する若年性認知症については、働き盛りの世代で発症し、本人や家族の生活に大きな影響があるため、早期発見と早期対応が必要なことから、症状や相談窓口などについてリーフレット等による普及・啓発を図る。	現状維持
137		認知症初期集中支援チーム	61 128	保健福祉部 地域包括ケア推進課	B	40歳以上の在宅かつ認知症が疑われる方で、 ①医療・介護サービスを受けていない又は中断している方、 ②医療・介護サービスを受けていますが認知症の行動・心理症状により対応に苦慮している ケースが対象。専門職が訪問・観察・評価し、概ね6ヶ月間の包括的・集中的な支援を行い、医療・介護サービス等のケアの流れに乗せて自立生活のサポートをしていくもの。	拡大
138 ★	精神保健福祉の推進	リハビリテーション供給体制の充実		保健福祉部 保健所地域保健課	B	グループ活動を通し、成果技能の向上、対人関係の向上、生活リズムの確立を図り、社会参加への適応を促していく。	廃止(休止)
139		精神障害者保健福祉関連組織の育成	18	保健福祉部 保健所地域保健課	C	当事者会・家族会・ボランティア等に対し、研修会の開催及び組織運営等に関する側面的支援を行う。	現状維持
140		精神保健福祉相談事業及び訪問指導事業	11	保健福祉部 保健所地域保健課	A	・様々な背景から心の問題に悩みをもつ方や家族に対し、精神科医師・心理士による予約制の定期相談会を市内3か所で開催するほか、随時来所や電話等での相談を実施。 ・家庭への訪問指導を通し、当事者支援のみならず、家族全員の健康の保持増進を支援する。	現状維持
141		精神保健従事者研修の充実		保健福祉部 保健所地域保健課	A	精神障がい者の退院促進や地域定着・移行に向けた取り組みを推進していくに当たり、精神保健に従事する職員等の更なる資質の向上の為、精神障がい者の理解と対応に係る研修会を開催する。	現状維持
142		訪問支援		こどもみらい部 子育てサポートセンター	A	保健師・心理判定員・保育士等が、家庭・就園先・医療機関等を訪問し、個々に応じた生活支援、発達支援等を行う。	現状維持
143		長期療養児支援事業		こどもみらい部 子育てサポートセンター	B	小児慢性特定疾患や養育医療申請窓口(こども家庭課母子保健係)や地区保健福祉センター等からの情報提供及び訪問指導等で対象児を把握し、講師による講話及び交流会を実施する。	現状維持
144		発達学習会	175	こどもみらい部 子育てサポートセンター	A	児の発達、発育に不安を抱える保護者や、療育機関、障害児保育を実施する関係機関等の従事者を対象に講演会を実施する。	現状維持

4 生活環境

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施状況及び今後の予定	今後
145	住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	庁舎等の公共施設の整備		総務部 総務課	B	オストメイトに対応したトイレをはじめ、障がい者用駐車場、手すり、カウンター等の整備など障がい者のニーズを踏まえた整備に努める。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
146	住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	「いわき市福祉のまちづくり整備指針」の推進		保健福祉部 障がい福祉課	B	◇まちの現状や市民の要望を的確に把握 ◇その設置・管理する施設が整備指針に適合するよう整備・改善に努める。 ◇民間施設が整備指針に沿って整備促進されるよう、関係機関・団体・業界等に対し周知を図る。 ◇学校等における福祉教育の推進、市民を対象とした福祉講座の開催、ボランティア活動の充実等による地域福祉の推進に努める。	その他
147		聴覚障害者緊急連絡事業	98 163	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい福祉課、地区保健センターに緊急通報用のFAXを設置する。 ※平成24年度まで当課が消防本部に設置していたFAXについては、消防本部に設置する「ファックス119番」に緊急時の連絡が寄せられており、連絡先の確保が十分に担保されていることから撤去に至っている。	現状維持
148		障がい者・高齢者等住宅改修相談等事業		保健福祉部 障がい福祉課 介護保険課	A	障がいのある者や高齢者等が現に居住し、又は居住しようとする住宅の改良又は新築の際に、障がい等に適した住宅の改善等について、市から委託された保健医療機関職種及び建築関係職種の者で構成されるリフォームヘルパーが適切な助言指導を行う。	現状維持
149		障がい者・高齢者等住宅リフォーム給付事業		保健福祉部 障がい福祉課 介護保険課	A	心身に障がいを有する者や高齢者等が現に居住し、又は居住しようとする住宅の改良について必要な給付を行う。 【給付の対象工事】 あらかじめ市のリフォームヘルパーからアドバイスを受け、給付の対象と認められた主に次のような箇所対象者の専用居室、浴室、洗面所、便所、廊下階段、台所等 【助成額】 100万円を限度とし、世帯の生計中心者の市民税の課税状況に応じ助成	現状維持
150		道路の安全対策		土木部 道路管理課	C	歩車道分離を図り、交通事故を防止し、障がい者にとっても安全かつ快適な状態で通行できるよう道路環境の整備を図る。	現状維持
151		福祉的住宅の拡大	156	土木部 住宅営繕課	A	市営住宅の低層階を障がい者にも生活しやすいように整備するとともに、重度の障がい者も地域の中で生活してゆくための福祉的住宅の拡大に努める。	その他
152		鉄道駅バリアフリー化推進事業		都市建設部 総合交通対策担当	A	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日当たりの利用者数が3,000人以上の原則としてすべての鉄道駅について、平成32年度までに、地域の要請及び支援の下、バリアフリー化を実施することとされていることから、鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、事業主体となる鉄道事業者に対し、事業費の補助を行う。	現状維持
153		公園等の整備		観光交流室 観光事業課	A	公衆トイレの建設の際には、障がいの有無、年齢、性別等に係わらず、多様な人々が利用することができる多目的トイレを設置する。	現状維持
154				都市建設部 公園緑地課	B	都市公園における、階段のスロープ化や手すりの設置、多目的トイレの整備等	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
155	地域における暮らしの場の確保	グループホーム等の整備拡充		保健福祉部 障がい福祉課	C	社会福祉法人や病院と連携し、グループホームの整備を働きかけ、必要な支援を行う。	現状維持
156		福祉的住宅の拡大	151	土木部 住宅営繕課	A	市営住宅の低層階を障がい者にも生活しやすいように整備するとともに、重度の障がい者も地域の中で生活してゆくための福祉的住宅の拡大に努める。	その他
157	施設等における安全体制の確保	障がい者の防災意識の高揚	14 166	総合政策部 危機管理課	B	○防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。 ○各地域での防災訓練をとおして、障がい者の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	現状維持
158		河川洪水予想に関するパンフレットの作成配布	20 169	土木部 河川課	B	○河川洪水ハザードマップの作成 河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成するもの。 ○土砂災害警戒区域総括図の更新 土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正するもの。	現状維持
159	災害発生時における安全体制の確保	避難行動要支援者避難支援事業の充実		総合政策部 危機管理課	A	○ 避難行動要支援者の効果的な避難支援を行うため、地域の自主防災組織及び消防団等に避難行動要支援者(同意取得者)名簿を提供し、地域全体で要援護者を支援する仕組みを構築する。 ○ 安否確認の体制や避難所の運営、個別ニーズへの対応などの検討を進める。	現状維持
160		自主防災組織との連携強化		総合政策部 危機管理課	B	○ 避難行動要支援者避難支援事業の避難誘導及び通報体制の整備に努める。 ○ 安否確認の体制や避難所の運営、個別ニーズへの対応などの検討を進める。	現状維持
161		防災行政無線整備事業(防災ラジオ整備)		総合政策部 危機管理課	B	東日本大震災を踏まえ、津波災害危険区域に居住する要支援者や土砂災害警戒区域に対し、迅速かつ効果的に避難指示や注意喚起を行うため、防災ラジオを設置し、情報伝達体制の一層の強化を図るもの。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
162	災害発生時における安全体制の確保	避難行動要支援者避難支援事業		保健福祉部 保健福祉課	B	在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたって特に支援が必要な方(避難行動要支援者)が、災害時等における支援を地域のなかで受けられ、安全安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支援者の名簿及び個人プランの作成を行い、同意を得られた方については、名簿情報を行政と消防団、自主防災組織、民生児童委員等が共有することによって、災害が発生した際に、要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築するもの。	現状維持
163		聴覚障害者緊急連絡事業	98 147	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい福祉課、地区保健センターに緊急通報用のFAXを設置する。 ※平成24年度まで当課が消防本部に設置していたFAXについては、消防本部に設置する「ファックス119番」に緊急時の連絡が寄せられており、連絡先の確保が十分に担保されていることから撤去に至っている。	現状維持
164		緊急通報システムの導入促進	64	保健福祉部 介護保険課	B	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急時に連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図る。 また、平成26年度より老人福祉電話貸与事業を本事業に統合し、電話加入権を保有しない一人暮らし高齢者等で緊急通報システム事業の利用を希望する者に対し、電話加入権の貸与を行っている。	現状維持
165		救急医療情報キットの配布事業		保健福祉部 介護保険課	B	重度障がい者、要介護状態の高齢者等の避難行動要支援者を対象に、かかりつけ医や持病、服薬の状況、緊急連絡先など、緊急時に必要な情報を保管するための「救急医療情報キット」を配布し、情報をキットに封入し冷蔵庫に保管することで、救急隊が迅速に本人の医療情報等を取得できるようにする。	現状維持
166	地域における日ごろの防災、防犯体制の推進	障がい者の防災意識の高揚	14 157	総合政策部 危機管理課	B	○防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。 ○各地域での防災訓練をとおして、障がい者の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	現状維持
167		消費者教育推進事業	191	市民協働部 消費生活センター	B	平成27年度に策定した、いわき市消費者教育推進計画(消費者あんしんサポートプラン)に基づき、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ、学校、地域、家庭や職域等の様々な場において消費者教育を受ける機会を創出する。	現状維持
168		いわき見守りあんしんネット	99	保健福祉部 保健福祉課	B	市内の事業者等に「いわき見守りあんしんネット連絡会」に参加してもらい、加盟する事業者等の日常業務を通じての見守り・声かけ活動と高齢者等の異変を発見した場合には、地区保健センターまたは地域包括支援センターへ連絡してもらい、速やかな情報共有を図る。	拡大

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
169	地域における日ごろの防災、防犯体制の推進	河川洪水予想に関するパンフレットの作成配布	20 158	土木部 河川課	B	<p>○河川洪水ハザードマップの作成 河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成するもの。</p> <p>○土砂災害警戒区域総括図の更新 土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正するもの。</p>	現状維持

5 教育・育成

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施状況及び今後の予定	今後
170	一貫した療育支援体制の充実	障がい児(者)地域療育等支援事業	47 107	保健福祉部 障がい福祉課	B	<p>障がい児施設を有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。</p> <p>①訪問療育等指導事業…家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業…施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業…養護学校や保育所等の職員に対しての技術指導 (障がい児(者)の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施)</p>	現状維持
171		地域自立支援協議会「児童・療育支援部会」の充実	108	保健福祉部 障がい福祉課	A	<p>◇保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、障がい者やその家族に適切な情報と専門機関の紹介を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の充実を図る。</p> <p>◇関係機関等の緊密な連携に基づく特別支援教育の推進を図るため、地域自立支援協議会「児童・療育支援部会」の充実を図る。</p>	現状維持
172		サポートブック促進事業	109 182	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい児と家族に対し、保健、福祉、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、各ライフステージを通じ支援のつながり、一貫性、継続性の構築を図るため、そのツールとして「サポートブック」の充実を図る。	現状維持
173		幼稚園や保育所における障がい児の受入体制の整備		こどもみらい部 こどもみらい課	A	老朽化した施設や設備の維持補修をはじめ、出入口等のスロープ化や段差解消、トイレの洋式化等を実施するもの。	現状維持
174		保育士や幼稚園教諭の一層の充実	184	こども支援課	C	適切な保育指導を行うため、担当職員の配置等の充実を図る。 「いわき市立保育所における保育士配置基準」に基づき、障がい児保育に従事する保育士の加配を実施する。	現状維持
175		発達学習会	144	こどもみらい部 子育てサポートセンター	A	児の発達、発育に不安を抱える保護者や、療育機関、障害児保育を実施する関係機関等の従事者を対象に講演会を実施する。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
176	一貫した療育支援体制の充実	障害児保育判定事業		こどもみらい部 子育てサポートセンター	A	・障害児保育に関する指導助言 ・介護度判定 ・障害児の保護者に対する育児相談	現状維持
177		いわきっ子入学支援(保幼小連携)システム運用事業		こどもみらい部 子育てサポートセンター	B	就学前後の一貫した支援のため、療育・相談等の情報を切れ目なく就学先に伝達する「いわきっ子入学支援シート」「いわきっ子入学支援会議」、支援情報を受け取る側への支援「子どもの理解と対応を促進するためのサポートプログラム」について関係機関と連携しながら取り組む。 また関係機関と本システムの運用が充実したものになるよう、こども発達支援連絡会議の中でシステムのモニタリングや課題の検討を行う。	現状維持
178		こども発達支援連絡会議(旧療育支援地域連絡会議)の開催		こどもみらい部 子育てサポートセンター	B	医療、教育、幼稚園保育園、児童発達支援事業所、保健福祉等の構成員により、こども発達支援に係る推進体制等を検討。	現状維持
179	障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成	障がい児保育事業の充実		こどもみらい部 こども支援課	B	障がい児保育に従事する職員等を対象として、適切な保育指導を行いうための研修を充実し、当該職員等の資質の向上を図る。	拡大
180		介護体験研修		教育委員会 総合教育センター	A	教員としての資質向上を図るため、経験者研修Ⅱ(教職経験11年目の教員研修)の一環として、障がい者施設等において体験的な研修を行う。	現状維持
181 *		障がい児保育関係職員等研修会		こどもみらい部 子育てサポートセンター	A	障がい児保育に従事する職員を対象に、発達の特性の理解、児に合った支援方法を見つけるため、研修会を開催する。	現状維持
182	「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進	サポートブック促進事業	109 172	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい児と家族に対し、保健、福祉、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、各ライフステージを通じ支援のつながり、一貫性、継続性の構築を図るため、そのツールとして「サポートブック」の充実を図る。	現状維持
183		「保育所児童保育要録」の作成		こどもみらい部 こども支援課	B	保育所児童の就学に際し、保育所においての子どもの育ちを伝える資料として「保育所児童保育要録」を作成し、小学校へ送付することにより、切れ目のない支援を行う。 ○記入内容 【入所に関する記録】 ・児童の氏名・生年月日・保育所(園)名・保育所(園)所在地・保育期間・就学先 【保育に関する記録】 ・保育の過程と子どもの育ち・最終年度に至る育ち・配慮事項	現状維持
184		保育士や幼稚園教諭の一層の充実	174	こどもみらい部 こども支援課	C	支援を必要とする児童を、健常児と一緒に保育することにより、その発達を助長し、社会への適応性を高めることを目的として、市立幼稚園において統合保育を実施するため、担当職員の配置等の充実を図る。	拡大
185		福祉教育の推進	27	教育委員会 総合教育センター	A	市内小中学校において、総合的な学習の時間等に福祉に関する学習内容を取り上げる。また、地域との連携を図り、特別支援学校、介護施設、地域の高齢者との交流などを年間の指導計画に位置づけ、計画的に実施する。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
186	「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進	教職員の一層の充実		教育委員会 総合教育センター	A	適切な学習指導を行うための教職員の配置等の充実を図る。	拡大
187	「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進	教育支援審議会・校内委員会の充実		教育委員会 総合教育センター	A	障がいのある児童・生徒に必要な支援について、教育長の諮問機関として各幼児・児童・生徒に対する協議・判断を行う。	現状維持
188		一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育支援体制の確立		教育委員会 総合教育センター	A	多人数在籍の特別支援学級及び発達障がいのある児童生徒が在籍している通常の学級に支援員を配置し、担任を補助しながら、障がいのある児童生徒への支援を行うとともに、他の児童生徒の円滑な学習活動も支援する。また、通常の学級に在籍する肢体不自由児童生徒を支援するため、支援員を配置し、教室移動時の階段昇降補助や着替え、食事等の身体介助を行う。 医療的ケアが必要な児童生徒に看護師資格を有する支援員を配置し、医療的ケアを行う。	拡大
189		「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進		教育委員会 総合教育センター	B	教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において、「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努める。	現状維持
190		子ども健康教育相談		教育委員会 総合教育センター	A	発達障がいなど、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒とその親を対象として、専門相談員、医師及び臨床心理士が相談業務にあたり、当該児童生徒のよりよい支援に向けた対応にあたる。	現状維持
191		消費者教育推進事業	167	市民協働部 消費生活センター	B	平成27年度に策定した、いわき市消費者教育推進計画(消費者あんしんサポートプラン)に基づき、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ、学校、地域、家庭や職域等の様々な場において消費者教育を受ける機会を創出する。	現状維持
192	社会的及び職業的自立の促進	地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実	202 212	保健福祉部 障がい福祉課	A	◇関係機関等の緊密な連携に基づく学校卒業後の週等支援を行うため、地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実を図る。 ◇地域自立支援協議会「就労支援部会」による関係機関等の緊密な連携のもと、障がい者個々のニーズや適性に応じた一貫した就労支援を行う。	現状維持
193		進路相談体制の充実		教育委員会 総合教育センター	A	学級担任、進路指導主事を中心に、特別支援学校・ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、保護者・生徒に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談を行う。	現状維持
194		文化施設のバリアフリー化の推進		文化スポーツ室 文化振興課	C	障がいのある人が、障がいのない人たちとともに文化施設等を利用し、芸術文化を享受できるよう、既存文化施設の改善により、障がい者の利用を促進する。	現状維持
195	生涯学習活動の充実	スポーツ施設の改善		文化スポーツ室 スポーツ振興課	C	障がいを持つ人も、障がいを持たない人たちとともに、スポーツ・レクリエーション活動ができるよう、既存スポーツ施設の改善により、障がい者の利用を促進する。	現状維持
196		スポーツ推進委員の活用促進	90	文化スポーツ室 スポーツ振興課	C	スポーツに対する市民の理解を高めるとともに、スポーツに係るボランティアの養成などに取り組む。	拡大
197		出前講座の実施	10	保健福祉部 障がい福祉課	A	市役所出前講座において、市職員が講師となり、講義、手話講座、障がい者疑似体験キットを利用した体験学習等を実施。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
198	生涯学習活動の充実	わいわい塾の開催	32 92	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がい者が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がい者とボランティアの相互理解を深める。 【具体的な事業内容】 毎年7～翌年3月まで月1回開催 障がい者・ボランティアにより構成された班編成でクラフト・音楽会・野外散策等を行う。	現状維持
199		障がい者サークル活動の育成	93	教育委員会 生涯学習課	C	障がい者の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力をを行う。	現状維持
200		図書館サービスの充実	22 69	教育委員会 いわき総合図書館	C	障がい者のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読などを実施する。	現状維持

6 就用・就業

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施状況及び今後の予定	今後
201	就労支援及び生活支援策の推進	市職員の障がい者雇用の充実		総務部 職員課	A	市職員の障がい者雇用拡充のため、一般的の採用候補者試験とは別に、年齢要件を緩和した身体障がい者を対象とした特別枠試験の実施等に取り組む。 また、正規職員のみでなく、嘱託職員についても積極的な雇用に努める。	拡大
202		地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実	192 212	保健福祉部 障がい福祉課	A	◇関係機関等の緊密な連携に基づく学校卒業後の週等支援を行うため、地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実を図る。 ◇地域自立支援協議会「就労支援部会」による関係機関等の緊密な連携のもと、障がい者個々のニーズや適性に応じた一貫した就労支援を行う。	現状維持
203		障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	213	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者就労施設や障がい者を多数雇用している企業で就労する障がい者、及び就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、本市における物品や役務の調達について、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。	拡大
204	多様な就労の場の提供	公共施設内の福祉の店の設置支援		総務部 総務課	A	本庁舎における福祉の店の設置を許可する。	現状維持
205		チャレンジ雇用推進事業の実施		保健福祉部 障がい福祉課	A	市が知的障がい者、精神障がい者又は発達障がい者を雇用し、事務作業や職場実習などの経験を踏まえ、一般雇用を目指すもの。	現状維持
206		障がい者雇用の促進	19	産業振興部 商業労政課	B	障害者雇用促進に関するポスターを掲示(9月)するほか、ハローワーク等の関係機関と連携し、市ホームページ等を活用した各種広報啓発活動を実施する。	現状維持

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容	今後
207	多様な就労の場の提供	多様な働き方推進事業	8	産業振興部 商業労政課	B	障がい者雇用に対する意識の醸成及び雇用促進を図ることを目的に、障がい者を積極的に雇用している事業所を障がい者雇用優良企業として表彰するほか、市民や企業等を対象とした障がい者雇用促進講演会を行う。また、障がい者法定雇用率未達成企業に対し、障がい者及び雇用制度に係るセミナーや特別支援学校、障がい者を積極的に雇用している事業所への見学会等を実施する。	現状維持
208	一般就労への移行を促進するための支援の充実・強化	福祉施設から一般就労への移行促進		保健福祉部 障がい福祉課	A	就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の施設整備を行い、一般就労への移行を促進する。	現状維持
209		職場定着への支援促進		保健福祉部 障がい福祉課	A	就労定着支援事業所の参入促進を行うなど、職場への定着を支援する。	拡大
210	福祉的就労の充実	授産製品ガイドの作成	3	保健福祉部 障がい福祉課	A	市内の障がい者施設の授産製品を集めたパンフレットを作成する。	現状維持
211		障害福祉サービス等の整備促進	72 86 105	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。	現状維持
212		地域自立支援協議会「就労支援部会の充実」	192 202	保健福祉部 障がい福祉課	A	◇関係機関等の緊密な連携に基づく学校卒業後の週等支援を行うため、地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実を図る。 ◇地域自立支援協議会「就労支援部会」による関係機関等の緊密な連携のもと、障がい者個々のニーズや適性に応じた一貫した就労支援を行う。	現状維持
213		障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	203	保健福祉部 障がい福祉課	A	障がい者就労施設や障がい者を多数雇用している企業で就労する障がい者、及び就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、本市における物品や役務の調達について、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。	拡大

※ No.に記載がある*印については、前年度から増となったもの。★印については、廃止または統合により、今年度で終了となったもの。

7 「第4次いわき市障がい者計画」事業一覧(新規位置づけ・検討中)

No.	施策分野	施策の基本的方向性	事業名	事業対象	目的	内容	部課(R1)
1	III 保健・医療	エ 精神保健福祉の推進	発達障害者グループワーク事業	知的に遅れのない(全IQ90以上)青年期・成人期の自閉症スペクトラム障害(ASD)・ADHDを持つ人。年齢はおおむね18~39歳。重篤な二次障害や著しい行動障害がなく、集団行動がとれる人。	発達障害者が自分の特徴を知るとともにコミュニケーション能力の向上を図り、生活のしのぎを軽減することを目的とする。	SST・レクリエーション・医師との語らい等	保健所地域保健課
2	III 保健・医療	ア 障がいの早期発見・早期医療体制の一層の充実	子育て応援プログラム「子育てスキル講座」	概ね3歳~4歳の発達面に軽度の遅れや偏りがある子を持つ保護者	保護者が、子どもの「行動」を客観的に理解し、肯定的な視点を身に付けることで、自信を持って子育てできることになることを目的とする。	①講義(保護者が「自分の行動」と「子どもの行動」を客観的に捉えるための具体的助言、成長・発達を促すための具体的助言) ②グループワーク ③保護者間の意見交換 1グループ10名程度、6回連続講座。次年度フォローアップセッションを行う。	子育てサポートセンター
3	III 保健・医療	イ 障がいの原因となる疾病等の予防	国保重症化予防事業	ア:高血糖未治療者、ハイリスク者等 イ:腎機能低下未治療者等 ウ:高血圧未治療者等	糖尿病等が重症化するリスクの高い者について、医療機関と連携し、医療機関と連携し保健指導を行い、人工透析への移行防止や健康増進及び医療費の適正化を図る。	国保特定健診結果の血糖・腎機能・血圧値や治療状況により、医療機関と連携し、未受診者・治療中断者への受診勧奨及び重症化予防のための保健指導を実施する。 ア:糖尿病性腎症重症化予防事業 イ:慢性腎臓病重症化予防事業 ウ:高血圧症重症化予防事業(令和元年度) (いわき市国民健康保険第2期保健事業実施計画に基づく事業)	健康づくり推進課

